

行政経営会議 事案書

開催日：令和6年8月30日（金）

担当課：こども部ほいく課

件 名：大和市屋内こども広場条例の一部改正について

提出理由：げんきっこ広場の利用料金上限額及び対象年齢を変更するため、大和市屋内こども広場条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景

- ・大和市屋内こども広場は、平成28年11月に開館した文化創造拠点シリウス内に公の施設として設置された子育て支援施設である。
- ・子どもの健やかな成長や子育て世代の親子の交流促進、子育てに対する不安や負担を解消すること等を目的に、「屋内公園事業」と「保育施設事業」を展開している。
- ・「屋内公園事業」は、満3歳～満8歳児を対象とした「げんきっこ広場」と0歳～2歳児を対象とした「ちびっこ広場」で構成されている。
- ・近年、げんきっこ広場の利用者数は増加傾向にあり、入場を制限する時間帯もある中、市外利用者の割合が高い状況となっている。
- ・また、げんきっこ広場の対象年齢や入場条件の見直しを求める利用者の声が届いている。

2. 改正に向けての考え方

- ・利用料金の上限額は、「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」の考え方を踏まえつつ、市内利用者の利用料金については子育て世代を支援する観点から据え置くこととし、市外利用者の利用料金については市内利用者の利用促進を図る観点から見直しを図る。
- ・設置目的の1つである異年齢の子ども同士の交流機会の拡大や、0～2歳児と満3歳以上児の兄弟姉妹が一緒に利用できる施設とするため、時間帯を区切るなどの安全を配慮したうえで、げんきっこ広場への低年齢児の入場を可能にする。

3. 改正内容

(1) 利用料金

	区分		利用料金の上限額		
			単位	市内利用者	市外利用者
現 行	個人利用	こども	2時間につき	200 円	300 円
		おとな	1日につき	300 円	400 円
改 正 後	個人利用	こども	2時間につき	200 円	900 円
		おとな	1日につき	300 円	1,000 円

※保育室・多目的室は、現行どおりとする。

(2) 対象年齢

げんきっこ広場の0～2歳児の利用開始に伴い、こどもに係る規定を「満8歳に達する日以後最初の3月31日までにある者をいう。」に改めるとともに、「げんきっこ広場に入場する満3歳に達しない者は、無料とする」を削除する。

4. 条例施行日

改正内容の市民周知を図るとともに、利用料金改定を踏まえた各種準備作業を考慮し、次期指定管理期間の開始日である令和8年4月1日とする。

経 過

- H28.11 シリウス開館
指定管理者制度導入
- R3.4 指定管理者更新

今後の予定

- R6.10 意見公募手続
- R6.12 改正条例議案提出
- R7.3 次期指定管理者募集開始
- R7.9 指定管理者の指定議案提出
- R8.4 次期指定管理者の指定・協定締結
改正条例施行